平成２４年（フ）第９２４号
埼玉県新座市野寺５丁目６番20号
債務者　舩木　一美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７９号
富山県氷見市地蔵町18番４号
債務者　牧野　幸光
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　央
4　破産債権の届出期間　平成24年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３２５号
川崎市高津区新作３丁目22番16号
債務者　渡部　晴男
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３９号
千葉県柏市伊勢原１丁目14番11号
債務者　涌井　英夫
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　祐介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１６号
川崎市川崎区大師駅前１丁目16番７―1102号
セブンスターマンション
債務者　大村　俊次
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　訓幸
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
富山県高岡市丸の内４番33号
債務者　水上　恭一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　利光
4　破産債権の届出期間　平成24年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月25日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４３１号
千葉県松戸市栗ケ沢775番地の11
債務者　舟木　吉博
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　　潤
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４３３号
埼玉県三郷市彦成４丁目３番７―208号
債務者　武田　孝男
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１６号
広島市中区本川町２丁目３番27号　Ｓビル本川403号、住民票上の住所広島市中区猫屋町３番１―1306号
債務者　佐々木　篤
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　　良
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６０８号
広島市佐伯区三筋２丁目７番41―405号
債務者　地後　倫也
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三崎　和也
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８号
兵庫県たつの市新宮町曽我井字北山809番79、住民票上の住所兵庫県姫路市東今宿３丁目９番１―1003号ライオンズマンション姫路東今宿
債務者　中津　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　享三
4　破産債権の届出期間　平成24年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６７号
広島県尾道市因島重井町5119番地３
債務者　ＭＫハウスこと　萬田　清隆
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大名　　浩
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2251番地２
債務者　山下　哲矢
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　和仁
4　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係